

陳情 7 第 2 号

「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書

要 旨

貴議会から、国に対して建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書を提出して下さい。

理 由

輸入を停止した2005年までの75年間で、約1000万トンもの大量の石綿が日本に輸入され、その内の約7割が建設資材に使用されました。そして現在、問題視されているのは、2006年の全面禁止以前の既存の民間住宅等の解体・改修工事での石綿ばく露です。この改修・解体工事は2030年にピークを迎え、その後も数十年以上続きます。近年頻発している自然災害による被害の復興作業における石綿ばく露も大きな問題となっています。建設工事従事者、住民のこれ以上の石綿ばく露を何としても防がなくてはならない状況です。

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、石綿含有建材の調査報告がレベル3までとなり、石綿対策の規制強化が進んでいます。事前調査結果の報告義務は、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。

一方で、調査・除去・処分費用は建物所有者（国民）が負担することになり、解体・改修費用が増加しています。その負担を避けようと、無届・違法工事が報告されており、労働基準監督署による是正勧告事例なども報道されています。このようなことが続けば、建設工事従事者や住民の健康被害は計り知れません。また、多くの国民に対して石綿による健康被害の実態、アスベスト関連法改正、そして調査・除去・処分費用は施主負担であることが周知しきれていません。国民全体の課題と捉え、国として継続した周知を行うべきです。

国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、①対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定、②補助金額が費用の一部（調査上限25万円/棟、除去：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内）に過ぎず、極めて不十分です。住宅等に使用されている石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、住宅等や小規模ビル等では使えない制度となっています。以上から、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

【要求項目】

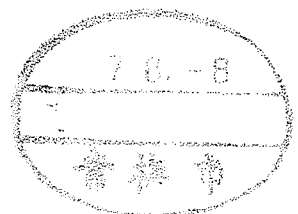
- 1、国は、国民に対し、石綿の健康被害、アスベスト関連法改正を周知徹底してください。
- 2、国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成（補助）制度を求めます。

令和7年 8月 8日

陳情者



青梅市議会議長 山崎 勝 殿



**建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と
国民負担軽減措置を求める国への意見書(案)**

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）の改正により規制が強化され、2022 年 4 月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023 年 10 月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、建物所有者（国民）が調査・除去・処分費用等の負担から逃れるために違法行為（無届・違法工事）が報告されている。このようなことが続けば、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化、国民に対して継続した周知についても、併せて求められているところである。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 2 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。
- 3 「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル 1 建材のみならず、レベル 2・レベル 3 建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年〇月〇日

衆議院議長	〇	〇	〇	〇	殿
参議院議長	〇	〇	〇	〇	殿
内閣総理大臣	〇	〇	〇	〇	殿
財務大臣	〇	〇	〇	〇	殿
厚生労働大臣	〇	〇	〇	〇	殿
経済産業大臣	〇	〇	〇	〇	殿
国土交通大臣	〇	〇	〇	〇	殿
環境大臣	〇	〇	〇	〇	殿
内閣官房長官	〇	〇	〇	〇	殿

〇〇〇議会議長

〇〇〇〇